

令和8年度 運動部活動安全対策マニュアル

令和8年5月19日更新

岩手県立久慈拓陽支援学校高等部

1 基本的な安全対策の考え方

(1) 学校における安全管理体制の構築

運動部活動については、学部の全職員・生徒が部活動の意義や本校部活動方針を理解するとともに、部活動におけるルールづくりや情報共有など、関わる全ての者（教職員、生徒、保護者）の協力体制の下、組織的に取り組むことが重要である。

また、緊急時における心肺蘇生や AED、エピペン等の緊急対応を学ぶ校内研修の実施など、事故発生時の対応力を高め、安全管理体制を構築すること。

(2) 事故防止・安全確保に配慮した適切な指導

顧問は、活動中の不慮の事故を避けるため、活動前に学級担任等と生徒の体調についての情報交換を密に行う。活動中には生徒の健康観察を行うことで健康状態を把握した上で、生徒一人ひとりの障害特性や病状、発達段階や能力に応じて安全に配慮した適切な指導を行う。顧問は、個々の生徒の実態に合った無理のない指導計画を立案し、学部全体の共通理解の下に活動することが大切である。指導する種目にどのような危険が内在するかを把握し、生徒に対しても安全に関する知識や技能を身に付けさせ、安全に配慮した活動ができるような指導をすること。

また、部活動は、必ず複数の顧問立ち会いの下に行う。

(3) 施設・設備・用具等の安全点検と安全指導

運動部活動は、学校施設・設備・用具等を活用して行われるものであることから、活動に当たっては、担当職員が施設・設備の安全確認を行うことが大切である。担当職員は、毎月施設・設備の安全点検を実施し、安全確認を徹底すること。

(4) 落雷事故防止対策

雷注意報・警報の発令に備え、気象庁「雷ナウキャスト」や「久慈市 安心・安全メール」を活用して情報収集を行う。

雷注意報・警報の発令や雷の光・音や積乱雲が確認される等、落雷の前兆がみられる場合は、屋外での部活動は実施しない。部活動中の場合は、直ちに活動を中止し、顧問等の誘導に従って屋内に退避する。

(危機管理マニュアル IV 消防防災・避難「13 落雷への対応」参照)

(5) 熱中症事故防止対策

養護教諭は、気温並びに暑さ指数を毎日確認し、顧問と生徒が確認できる場所に表示する。また、顧問は環境省の「運動に関する指針」に則って部活動の実施の可否や活動内容を検討する。

活動中は、顧問が活動量や休憩時間を調整したり、生徒に水分や塩分の補給を促したりして熱中症対策を講じる。

(参考) 運動に関する指針 (環境省)

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)		熱中症予防運動指針
35℃以上	31 以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31℃以上 35℃未満	28 以上 31 未満	嚴重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける 10~20 分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28℃以上 31℃未満	25 以上 28 未満	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30 分おきくらいに休憩をとる。
24℃以上 28℃未満	21 以上 25 未満	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21 未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生する。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など